

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員単身赴任手当規程

平成22年4月1日

法人規程第20号

(趣旨)

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第20条の規定による単身赴任手当の支給については、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(やむを得ない事情)

第2条 給与規程第20条第1項の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第3条 給与規程第20条第1項本文及びただし書の単身赴任手当規程で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第4条 給与規程第20条第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による教職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

2 給与規程第20条第2項の単身赴任手当規程で定める距離は、100キロメートルとする。

3 給与規程第20条第2項の単身赴任手当規程で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡教職員の範囲等)

第5条 給与規程第20条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程第2条第1項第1号の規定による出向（以下「在籍出向」という。）若しくは在籍出向から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人（給与規程第17条各号に規定されるものに限る。）に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）となったこと（以下「適用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員であって、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居から当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる教職員以外の教職員で当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員
- (2) 在籍出向若しくは復帰又は適用に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が定める事情（以下単に「理事長が定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった教職員（配偶者のない教職員に限る。）で、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居から当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする教職員
- (3) 在籍出向若しくは復帰又は適用に伴い、住居を移転した後、理事長が定める特別の事情により、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前に同居していた配偶者（配偶者のない教職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった教職員（当該別居が当該在籍出向若しくは復帰又は適用の日から起算して3年以内に生じた教職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務箇所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする教職員
- (4) 在籍出向若しくは復帰又は適用に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない教職員にあつては、理事長が定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった教職員で、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居

から当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする教職員

(5) 在籍出向若しくは復帰又は適用に伴い、住居を移転した後、理事長が定める特別の事情により、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該在籍出向若しくは復帰又は適用の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務箇所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) その他給与規程第20条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員

（支給の調整）

第6条 教職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該教職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第7条 新たに給与規程第20条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（別記様式）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第8条 理事長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第20条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第9条 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに給与規程第20条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の

生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第10条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている教職員が給与規程第20条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、教職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日改正）附則第6条の規定により読み替えられた給与規程第20条第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額は、30,000円とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

年		月		日提出		単 身 赴 任 届	
理事長様		勤務箇所 (課・所等の名称)				届出の理由(一つに☑を付ける。) □1 新規 □2 異動 □3 転居(□本人 □配偶者) □4 その他() 上記事実の発生日 年 月 日	
		所在地					
職		氏 名					
単身赴任手当規程第 7 条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(証明書 通添付)							
1 異動直前の居住状況等							
異動発令年月日		年 月 日		本人の住居			
同居者		□配偶者 □子(年 月 日生) □子(年 月 日生) □子(年 月 日生) □子(年 月 日生)					
2 現在の居住状況等							
配偶者と別居した年月日		年 月 日					
配偶者と別居した事情							
本人の住居						入居年月日	年 月 日
本人の住居における同居者		□子(年 月 日生) □子(年 月 日生) □子(年 月 日生) □その他(続柄) □その他(続柄) □その他(続柄)					
配偶者の住居		異動直前の本人の住居と □同じ。 □異なる。(入居年月日 . .)					
異動直前の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法				裏面(1)に記入			
配偶者の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法				裏面(2)に記入			
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法				裏面(3)に記入			
記入上の注意 1 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」と読み替えて記入する。 2 届出の理由の 1 以外に該当する場合は「1. 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。 3 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。 4 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。 5 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。 6 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。 7 ※欄は記入しないこと。							
※ 備 考				※ 年 月 日 受 理			
				※ 年 月 から まで 支 給			
				(内加算額 円→ 円) (内加算額 円) (内加算額 円)			
給与規程第 20 条及び同条に基づく単身赴任手当規程の規定により上記のとおり確認し決定してよろしいか伺います。				※ 年 月 日			
				事務局次長	局長補佐	主 査	担 当

(裏)

(1) 異動直前の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	任命権者記入欄	順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居 から(経由) まで		1		住居 から(経由) まで	・ km
2		から() まで		2		から() まで	・ km
3		から() まで		3		から() まで	・ km
4		から() まで		4		から() まで	・ km
5		から() まで		5		から() まで	・ km
6		から() まで		計 (規程第3条の規定による通勤距離)			・ km
経路略図(経路朱線)							

(2) 配偶者の住居からの勤務箇所までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	任命権者記入欄	順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居 から(経由) まで		1		住居 から(経由) まで	・ km
2		から() まで		2		から() まで	・ km
3		から() まで		3		から() まで	・ km
4		から() まで		4		から() まで	・ km
5		から() まで		5		から() まで	・ km
6		から() まで		計 (規程第3条の規定による通勤距離)			・ km
経路略図(経路朱線)							

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区間	任命権者記入欄	順路	交通方法の別	区間	距離
1		住居 から(経由) まで		1		住居 から(経由) まで	・ km
2		から() まで		2		から() まで	・ km
3		から() まで		3		から() まで	・ km
4		から() まで		4		から() まで	・ km
5		から() まで		5		から() まで	・ km
6		から() まで		計(給与規程第20条第2項の規定による交通距離)			・ km
経路略図(経路朱線)							